

請 願 文 書 表			
受理年月日	平成 25 年 9 月 2 日	請 願 者	近江八幡市西庄町 1 1 5 5 近江八幡地域労働組合総連合 議長 村井 竜雄
受理番号	請 願 第 4 号		
請 願 件 名	「地方財政の拡充に関する意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 政府・総務省は、「地方公務員の国に準じた給与削減の要請」を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査・公表するなど、地方自治を侵害する給与引き下げの「強制」を行いました。 これに対し、私たち滋賀県労働組合総連合（滋賀県労連）に参加する近江八幡労働組合総連合は滋賀県自治体労働組合総連合とともに、国の強制措置が（1）地方公務員や公務公共関係労働者の生活破壊に直結する、（2）景気を冷え込ませ地域経済を疲弊させる、（3）地方自治・労使自治を侵害する、（4）防災・減災等に関わって国が地方に対して負うべき財源確保の責任を投げ出すものであると問題点を指摘し、国に対して交付税削減の撤回を求めるとともに、地方公務員の給与は国からの介入を排して、労使交渉を尽くし、労使合意で決めることを要請してきました。 全国知事会、全国市長会、全国町村会をはじめ地方 6 団体も、国の強制措置に対して「地方自治の根幹に関わる問題」として反対の声明を発表しました。 この間の労使交渉により、「給与削減はしない」「国の言いなりの削減措置は取らない」など、地方自治の原則をふまえた対応をする自治体も広がっています。 一方で、政府は今後、国の要請どおりの給与削減を行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別地方交付税などを使ったペナルティ措置を行うことを否定していません。 また、2014 年 4 月以降も「賃金削減措置」を検討すると強弁し、地方交付税の算定に「行革」の進捗状況を反映させるなど制度改悪も行おうとしています。 国による地方自治への介入を許さず、住民のくらしと地方自治を守り、自治体・公務公共関係労働者の賃金・労働条件を改善するため、地方財政の拡充に関する国への意見書を採択していただくよう請願します。 【請願事項】 地方財政について、国に対し下記の事項を実現するよう意見書を提出していただくこと。 1 地方交付税の削減や「行革」を反映させる算定方式の導入など地方交付税制度の改悪を行わず、地方財政を拡充すること。 2 地方公務員給与 7.8%削減相当分を地方交付税に復活させること。 3 起債の同意権や特別交付税などを使った地方自治への介入を行わないこと。		
紹介議員	川 崎 益 弘		